

# 広報 じんけん


編集・発行／川西市人権推進課  
〒666-8501 川西市中央町12-1  
☎ 072-740-1150  
FAX 072-740-1151

～ 出会い 気づき 発見 ～ 人権擁護都市宣言・非核平和都市宣言のまち 川西市

◆中学生の部  
東谷中学校3年  
藤吉 慧さん

SNS  
みんなで気づこう

SOS




令和2年度  
「人権文化をすすめる  
県民運動」に伴う  
人権川柳  
コンテスト  
優秀賞

受賞作品の紹介


一人の子  
川いなかまわりを  
かくにんだ

◆小学生低中学年の部  
牧の台小学校3年  
小西 康生さん



◆小学生高学年の部  
北陵小学校6年  
麻田 壮真さん

ふめるかな  
同調への  
ブレーキを



◆一般の部  
川西小校区人権啓発推進委員会  
右田 麻恵さん

「ママあのね…」  
そこにあるかも

SOS

受賞作品の紹介

今年度も「人権川柳コンテスト」に小・中学生の皆さんを中心に多数ご応募いただきました。その中で、各部の優秀賞に選ばれた5作品をご紹介します。

◆中学生の部  
清和台中学校2年  
覺前 ひかりさん

ありがとう  
言えるあなたに  
ありがとう

※1面の背景写真は、7月に平和を願う市民から寄せられた8千羽の折り鶴です。今年度は、被爆75年を記念して、すべての折り鶴を8月9日にあわせて長崎に送りました。また、例年の「折り鶴平和大使」派遣事業は、コロナ禍により中止しました。

## 第11回 人権写真コンテスト in かわにし


人権の視点で身近な風景を写してみませんか 作品募集

〈共通テーマ〉「**コロナ禍**」 〈応募資格〉市内在住、在勤、在学の人

〈賞〉 最優秀賞 1点 副賞(ギフト券5千円分)  
優秀賞 2点 副賞(ギフト券3千円分)  
佳作 3点 副賞(ギフト券1千円分)  
※高校生(18歳)以下はすべて図書カード

締め切り 9月30日(水)

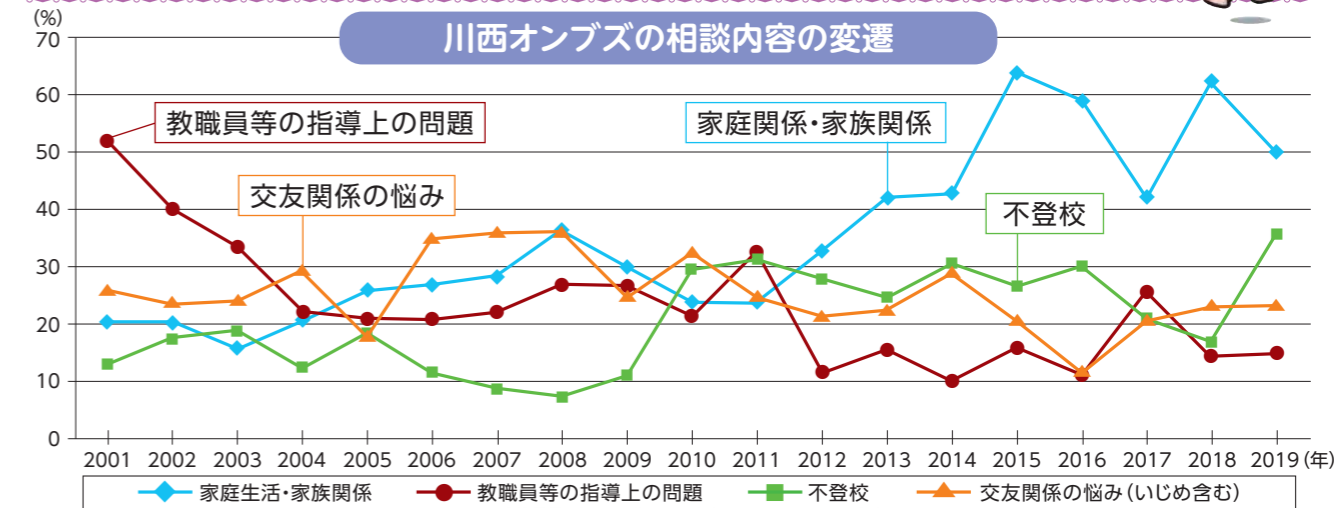
主催／川西市 問い合わせ／人権推進課 ☎740-1150  
※応募方法などの詳細は人権推進課のHPをご覧ください。




## 子どもに寄り添う『子どもの人権オンブズパーソン』

### 子どもの人権オンブズパーソンとは?

☆いじめや不登校などさまざまな事情で悩む子どもたちからのSOSを受け止め、人権侵害からの擁護・救済をはかる機関です。1998年12月に市の条例で設置された日本では初めての公的第三者機関です。



注)グラフの4つの項目は、オンブズによせられた相談内容の項目を一部抜粋したものです。1回の相談で、複数の相談内容を含む場合があるため、グラフ内の%は100を超える。

●ここ数年で最多の相談・調整回数●

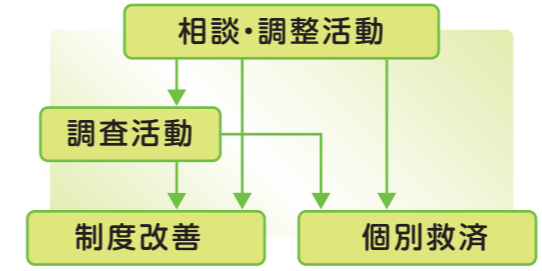
2019年はケース数が94件(新規65件・前年からの継続29件)、相談者数は165人、相談・調整をした回数は831回(子ども313回、保護者348回、関係機関等170回)でした。前年と比べるといずれも増加しており、ここ数年ではもっとも多くなりました。また、子どもの相談のうち7割は来所での面談で、子どもと直接会ってじっくり話を聞くことを大切にしています。

●複雑化する問題●

これまでの相談内容の推移を見てみると、2000年代のはじめは「教職員等の指導上の問題」の相談が多かったのですが、2012年以降は「家庭生活・家族関係」の相談が多くなっています。一方で「交友関係の悩み」や「不登校」については、毎年一定数の相談があり、2019年は「不登校」に関する相談が多くなりました。

近年は背景に複数の問題が絡み合い、しかもそれぞれの問題が根深いケースが少なくありません。こうしたケースにかかわる際は、子どもの話を丁寧に聞きながら課題を整理し、学校や行政機関とも複数回にわたって協議しながら解決に向けて取り組む必要があります。そして、地道な個別救済の活動から見えてきた制度的な課題について、社会に発信していくこともオンブズの重要な役割です。

### 川西オンブズのしくみ(概略版)



**相談活動** だれでも市内の子どもの人権問題についてオンブズパーソンに相談できます。相談は電話・来所・手紙・FAXで行うことができ、受付だけでもネットからでも行えます。

**調整活動** 該当する子どもに関係するおとなに対して働きかけ、子どもの権利を擁護するための対話や環境づくりにあたります。

**調査活動** 子どもの人権擁護・救済に関する制度改善を目指した調査を行います。申立てを受けて行う場合と(匿名可)、オンブズが独自に調査を行う場合があります。


**制度改善** 調査にもとづいて行為や制度等の改善を求める勧告や意見表明、または調整活動から見えてくる課題に対する提言を行います。

**個別救済** 子どもの人権侵害が解消された時点で解決とします。

【子どもの人権相談】ひとりで悩まないで!…困ったときは「子どもの人権オンブズパーソン」へ

## フリーダイヤル 0120-197-505

●相談日時:平日の午前10時～午後6時(これ以外の日時は、留守番電話、手紙、FAXで)  
◎FAX/072-740-1233 ◎手紙/〒666-8501 オンブズパーソンあて 市役所5階



相談受付はインターネットからでも可

# 「多様な性」を認め合う社会に

～性的マイノリティに寄り添うまちに～



◆性的あり方は人それぞれ… LGBTQなどの性的マイノリティの方につきましては、近年、報道等でも取り上げられ、徐々に社会に認知されるようになってきましたが、依然として誤解や偏見は根強く、悩みや生きづらさを感じている人も少なくありません。

これら性的マイノリティに該当する人は、日本でも約10%と言われています。その中で、誰にもカミングアウトしていない当事者が78.8%と大半を占めており、このため、その存在に気付かない人が多いという状況がわかります。(※数字はLGBT総合研究所「LGBT意識調査2019」より)

## LGBTQとは…

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つとして使われることもあります。

**L**esbian(レズビアン)  
女性の同性愛者

**G**ay(ゲイ)  
男性の同性愛者

**B**isexual(バイセクシュアル)  
両性愛者(恋愛・性愛の対象が男女両方に向いている人)

**T**ransgender(トランスジェンダー)  
「身体の性」と「心の性」が一致しない人

**Q**uestioning(クエスチョニング)  
自分自身の性や性的指向がわからない人

## 『川西市人権行政推進プラン(第3次改定版)』

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～が **スタート**

昨年度(2019年度)に、第2次改定から5年が経過するにあたり、この間の人権をとりまく社会情勢の変化(特に障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消推進法、部落差別解消推進法などの法律の施行や性的マイノリティの人権課題の浸透など)にあわせ、川西市長から川西市人権施策審議会に「人権行政推進プラン」の見直しについて諮問しました。

審議会では、約1年かけて慎重に審議され、12月には、市民へのパブリックコメントも実施し、この3月に第3次改定が答申されました。

市は、この答申を受け、新プラン(第3次改定版)を策定し、4月1日よりスタートしました。

引き続き、新プランにもとづき、～だれもが幸せを感じるまちをめざして～、必要な人権施策を展開し、人権行政を市政の重要な柱の一つとして推進してまいります。

※プランにつきましては、市ホームページに掲載しています。



**STOP** 新型コロナウイルス感染症に関連して、(感染者・濃厚接触者、医療従事者やその関係者等)に対する誹謗・中傷や差別を行うことは許されません。恐れるべきはウイルスであり、人ではありません!

2020年8月1日から

# 「川西市パートナーシップ宣誓制度」

を導入しました。

川西市では、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、だれもが自分らしく、いきいき暮らせる社会の実現をめざし「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

問い合わせ/市役所3階  
人権推進課 ☎072-740-1150

## パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓し、市が、その事実を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するものです。婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、夫婦に準じた生活を送りながらも理解を得られないことにより生ずる悩みや生きづらさを軽減し、ありのままの自分として生きたいという気持ちを尊重することを目的としています。※制度の内容については、市ホームページに掲載しています。



## 宣誓ができる人

一方又は双方が性的マイノリティの人で、次のすべてにあてはまる人

- ▶ 双方が、宣誓の当日に成年であること
- ▶ 一方又は双方が川西市に住所を有している、又は川西市への転入を予定していること
- ▶ 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある人を含む。)がないこと
- ▶ 双方が宣誓しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ▶ 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと



## 性的マイノリティ(性的少数者)とは

LGBTQなどの、性的指向が異性愛のみでない人や性自認と身体の性が一致しない人など、性の捉え方が少数派であると認められる人

## 宣誓の手続きの流れ

### 宣誓日時事前予約

電話・FAX等で人権推進課へ宣誓日時を予約し、必要書類の確認をしていただきます。

### 必要書類の事前審査

当日、スムーズに宣誓を行っていただくため、宣誓日の1週間前には、必要書類を人権推進課へ持参または郵送で提出してください。

### 宣誓日当日

- ① 本人確認書類を持参のうえ、お二人で人権推進課へお越しください。
  - ② 「パートナーシップ宣誓書」に署名していただきます。
  - ③ 「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します
- ※手続きの際は、個室で対応します。



### 【必要書類】(事前審査)

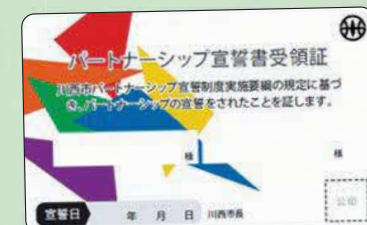
- ◆ 住民票の写し、または川西市への転入予定が確認できる書類
- ◆ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、外国籍の場合は、独身であることが証明できる書類

### 【本人確認書類】(提示書類)

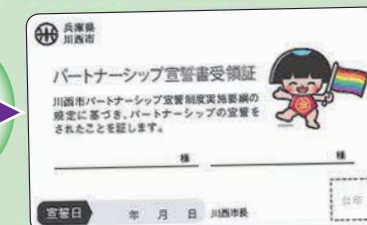
- ◆ マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等であって本人の顔写真が貼付されたもの



## パートナーシップ宣誓書受領証



※受領証は2種類あります。



## 川西市で受けられる公的サービス

- ▶ 市営住宅の入居申し込み
- ▶ 犯罪被害者等への遺族支援金の支給および日常生活の支援等
- ▶ 空き家活用リフォームにかかる助成 など